

証券コード 3306
平成27年6月11日

株 主 各 位

富山県砺波市下中3番地3

日 本 製 麻 株 式 会 社
代表取締役社長 中 本 広 太 郎

第87期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当社第87期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 富山県砺波市花園町1番32号
砺波市文化会館 多目的ホール
3. 目的事項

- 報告事項
- (1) 第87期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第87期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役以外の取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額決定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第8号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件

以 上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。

◎株主総会参考書類および添付書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nihonseima.co.jp/>）に掲載させていただきます。

添 付 書 類

事 業 報 告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、日銀の金融緩和策や政府の経済政策により、大手企業を中心に業績および雇用の改善が見られるなど景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、円安による物価上昇や消費税増税に伴う個人消費低迷の長期化などは、景況感を停滞させる要因となっており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経済状況のもと、当社グループは中期経営計画を推進し、経営基盤の強化と恒常的な利益の獲得をテーマに、今期は販売数量重視から利益重視へ取り組みましたが、消費の低迷と原材料の高騰は利益を圧迫しました。その結果、当連結会計年度の売上高は4,357百万円（前期比7.3%減）、営業利益は115百万円（前期比10.9%減）、経常利益は為替差益の発生などにより114百万円（前期比38.2%増）となりました。なお、旧浦安養魚場の土地の一部売却などにより特別利益48百万円を計上しましたが、法人税等88百万円および少数株主利益56百万円の計上により、当期純利益は18百万円（前期比85.1%減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(産業資材事業)

紙袋商品の主力クラフト袋の需要が伸びず売上高を落としましたが、黄麻商品の特殊仕様ジュート糸およびフレコン袋は利益に寄与しました。その結果、売上高は842百万円と前連結会計年度に比し39百万円（前期比4.5%）の減収、営業利益は12百万円と前連結会計年度に比し6百万円（前期比120.7%）の増益となりました。

(マット事業)

国内販売は、消費税増税後の需要の低迷と新規獲得車種の販売延期により売上高を落としましたが、海外子会社においては中東向けの販売が堅調に推移しました。また、下期国内においては低価格車用マットが主力となりました。その結果、売上高は1,996百万円と前連結会計年度に比し61百万円（前期比3.0%）の減収、営業利益は112百万円と前連結会計年度に比し37百万円（前期比50.3%）の増益となりました。

(食品事業)

消費税増税や夏場の天候不順により個人消費は低迷し売上高を落としました。また、原材料価格の高騰は利益を圧迫し販売価格への転嫁も遅れました。その結果、売上高は1,511百万円と前連結会計年度に比し210百万円（前期比12.2%）の減収、営業損失は11百万円（前連結会計年度は23百万円の営業利益）となりました。

(不動産開発事業)

前連結会計年度の賃貸土地売却に伴い、売上高は6百万円と前連結会計年度に比し29百万円（前期比82.5%）の減収、営業利益は2百万円と前連結会計年度に比し23百万円（前期比91.9%）の減益となりました。

企業集団の事業別売上高

(単位：千円)

区 分	前連結会計年度 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)		当連結会計年度 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)		前 期 比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
産 業 資 材 事 業	882,562	18.8	842,730	19.3	△39,832	△4.5
マ ッ ト 事 業	2,057,668	43.8	1,996,503	45.8	△61,165	△3.0
食 品 事 業	1,722,487	36.7	1,511,692	34.7	△210,795	△12.2
不 動 産 開 発 事 業	36,155	0.7	6,339	0.2	△29,815	△82.5
合 計	4,698,874	100.0	4,357,265	100.0	△341,608	△7.3

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度において総額34百万円の設備投資を実施いたしました。

主な設備投資の内容は、当社食品事業における北陸工場製造設備の更新3百万円、マット事業における連結子会社サハキット ウィザーン カンパニー リミテッドでの生産設備等31百万円であります。なお、当該資金については自己資金により賅っております。

(3) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、消費税増税の影響が一巡する中、景気回復基調は継続するものと期待されますが、原材料価格の高騰や消費マインドに弱さが見られることなど、先行きは厳しい状況が続くと思われれます。

このような環境のもと、当社グループは、中期経営計画に基づき利益を確保できる経営体質へ向かって、より一層各事業の強化を図ってまいります。

(4) 財産および損益の状況

(単位：千円 △は損失)

区 分	第84期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	第85期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	第86期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第87期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)
売上高	5,220,800	4,679,671	4,698,874	4,357,265
経常損益	58,867	△138,637	82,716	114,286
当期純損益	△186,038	△326,345	124,369	18,478
1株当たり当期純損益	△5円07銭	△8円90銭	3円39銭	0円50銭
純資産	1,675,095	1,497,141	1,800,443	2,030,464
総資産	4,863,213	4,209,341	3,823,563	3,869,613

- (注) 1. 第84期は環境の変化に対応しながら、事業基盤の強化に取り組みました。
 2. 第85期は財務体質の改善およびコスト構造改革による経営基盤の強化に取り組みました。
 3. 第86期は恒常的に利益が獲得できるよう経営基盤の強化に取り組みました。
 4. 第87期(当連結会計年度)の状況につきましては「事業の経過およびその成果」に記載しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
サハキット ウィサーン カンパニー リミテッド (注)	20,000千バーツ	99.9%	自動車マット製造販売

(注) 議決権比率は緊密な者等の所有割合51.1%を含めて記載しております。

(6) 主要な事業セグメント

事業の種類別 セグメントの名称	主要取扱製品
産業資材事業	黄麻、大型包装資材
マット事業	自動車用品、カーペット
食品事業	スパゲッチ、マカロニ、レトルトソース、小麦粉、穀物類
不動産開発事業	不動産賃貸業

(7) 主要拠点等

① 当社の主要な事業所および工場

本店	富山県砺波市下中3番地3
神戸本社	神戸市中央区海岸通8番
東京支店	東京都中央区日本橋小舟町3番4号
名古屋支店	名古屋市中区千代田5丁目18番19号
北陸工場	富山県砺波市下中3番地3

② 子会社の事業所および工場

(国内)

サハキット ウィサーン ジャパン 株式会社 神戸市中央区海岸通8番

(海外)

サハキット ウィサーン カンパニー リミテッド タイ国バンコク (本社)
タイ国サラブリ (工場)

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業	従業員数
産業資材事業	9名 (—)名
マツト事業	292名 (—)名
食品事業	56名 (11)名
不動産開発事業	1名 (—)名
全社(共通)	7名 (—)名
合計	365名 (11)名

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
78名	0名	44歳	11年

(9) 主要な借入先の状況

借 入 先	借入金残高
株式会社日本政策金融公庫	232,500千円
株式会社商工組合中央金庫	162,020
株式会社北陸銀行	116,071
株式会社三井住友銀行	100,000
株式会社みなと銀行	66,421
日新信用金庫	36,100
株式会社富山銀行	12,198

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 90,000,000株
(2) 発行済株式の総数 36,733,201株
(3) 株 主 数 6,880名
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ARGENT WISE CO., LTD.	2,770千株	7.56 %
トレーディア株式会社	2,746	7.49
宝 天 大 同	1,024	2.79
松 並 永 子	1,000	2.73
日本証券金融株式会社	871	2.38
中 本 広 太 郎	639	1.74
郡 山 英 子	631	1.72
高 橋 真 一	449	1.22
東京海上日動火災保険株式会社	400	1.09
株式会社SBI証券	392	1.07

(注) 持株比率は四捨五入により小数点第2位までを表示しております。また、自己株式(60,677株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 本 広 太 郎	サハキット ウィサーン カンパニー リミテッド取締役
取締役副社長	網 本 健 二	経営企画推進統括役
取 締 役	中 川 昭 人	経理部長
取 締 役	村 瀬 松 治	営業統括本部長
取 締 役	中 原 修 一	ボルカノ食品事業部営業部部長
取 締 役	梅 澤 恒 治	マット事業部部長、サハキット ウィサーン カンパニー リミテッド代表取締役
常 勤 監 査 役	池 田 明 穂	
監 査 役	青 柳 吉 宏	青柳吉宏税理士事務所代表
監 査 役	児 玉 実 史	弁護士法人北浜法律事務所代表社員

- (注) 1. 監査役青柳吉宏氏および監査役児玉実史氏は、社外監査役であります。
2. 監査役青柳吉宏氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役児玉実史氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。また、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 当社は、サハキット ウィサーン カンパニー リミテッドに対し、製品の売買等の取引関係があります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 7 名 39,030 千円

監査役 3 名 9,411 千円 (うち社外監査役 2 名 2,400 千円)

(3) 社外役員等に関する事項

①社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、産業資材事業、マット事業、食品事業、不動産開発事業等、幅広く事業を展開しており、各事業の専門的な知識や経験等を有する社内取締役で取締役会を構成することにより適切かつ迅速的に経営判断を行い、税理士の資格を有する者、弁護士の資格を有する者を社外監査役として選任し、それぞれの専門的な知識および経験等を活かし、法令、会計、税務、コーポレート・ガバナンス等業務の適正性に関して、取締役会および執行役員会の出席による質疑応答、取締役および使用人からの定期的または随時の事業報告聴取、その他書類調査等を通じ、実効的な監査が行われており、これまで社外取締役を選任していませんでしたが、十分なガバナンス機能を発揮できていたと考えております。

しかしながら、社外取締役を選任することについて弊害となる要因はなく、社外取締役の経営参画による効率性および透明性の向上を図り、業務執行に対する取締役会の監督機能のさらなる強化を目的として、この度、本総会の決議事項に監査等委員会設置会社への移行に関する議案を上程しております。

②重要な兼職の状況および当社での主な活動状況

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社での主な活動状況
監査役	青柳吉宏	青柳吉宏税理士事務所 代表	当期開催の取締役会20回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会5回の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	児玉実史	弁護士法人 北浜法律事務所 代表社員	当期開催の取締役会20回のうち19回に出席し、また、当期開催の監査役会5回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

- (注) 1. 監査役青柳吉宏氏が兼職している青柳吉宏税理士事務所と当社との間には、税理士業務の取引があります。
2. 監査役児玉実史氏が兼職している弁護士法人北浜法律事務所と当社との間には、重要な関係はありません。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 なぎさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 17,400千円

当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の額

17,400千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社の子会社であるサハキット ウィザーン カンパニー リミテッドは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

- ① 当社および当社グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
法令・諸規則および諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、その対策として内部監査室を設置し、コンプライアンス規程、内部監査規程等を制定し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスに関する研修体制の整備、内部通報制度を制定する。
- ② 当社および当社グループ会社の取締役および使用人の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役および使用人の職務の執行に係る情報の保存および管理が適切に行われるよう、別途定める社内規程に基づいて取締役および使用人はこれに従うものとする。
- ③ 当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
環境、災害、品質および輸出入管理等に係るリスクについては、「コンプライアンス・リスク管理委員会」において、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- ④ 当社および当社グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役および使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じた効率的な業務執行を行うために、職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程、人事評価・報酬制度を整備する。
- ⑤ 当社および当社グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社および当社グループ会社との情報の交換、人事の交流を含め当社および当社グループ会社との連携体制を確立し、当社および当社グループ会社の監査役との連絡を密にし、当社によるグループ会社に対する不当な取引等の要求を防止するための体制を確立するため、関係会社管理規程を整備する。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき当該使用人に関する体制
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役の指揮命令に服さない使用人を置く。また、内部監査部門、総務部門、経理部門が補助する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性の確保に関する体制
前号の使用人の取締役からの独立性を確保するために、監査役は補助すべき使用人の人事異動について事前に報告を受け、必要な場合は人事担当取締役に対して変更を申し入れることができる。
- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制
取締役および使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、全社的に影響を及ぼす重要事項に関して取締役が決定した内容、内部監査担当部署が行う内部監査の結果、取締役が整備する内部通報制度による通報の状況を遅滞なく報告する。
また、当社および当社グループ会社に法令違反行為や不正行為に関する通報、報告に関する適正な仕組みを定め、当該通報、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係をもたない。また、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制」システムの構築、評価および報告に関し、適切な運営を図る。

6. 会社の支配に関する基本方針

① 当社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として、当社の株式について株主、投資家の皆様による自由な取引が認められている以上、当社の株式に対する大量の買付行為またはその提案がなされた場合においても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであればこれを否定するものではなく、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社グループの事業は、産業資材事業、マット事業、食品事業、不動産開発事業等、幅広く展開しており、当社の経営に当たっては、専門的な知識と経験の他、当社の企業理念および企業価値の様々な源泉、並びに国内外顧客・従業員および取引先等のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解することが不可欠です。

従いまして、当社は、会社法施行規則第118条に定める、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、これらを十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

逆に言えば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあるなど、濫用的な買付等を行う買付者および買付提案者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような買付に対しては、当社は必要かつ相当な対応策をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

具体的には、大量買付行為のうち、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を明白に侵害するおそれのあるもの、強圧的二段階買付等、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われるもの、買付内容を判断するために合理的に必要な情報を株主の皆様に十分に提供することなく行われるもの、買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法等）が当社の企業価値に鑑み不十分または不相当であるもの等は、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資さないものと判断いたします。

よって、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えます。

② 当社基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、当社の経営の基本方針に従い、これまで進めてまいりました中期経営計画を引き続き継続するとともに、積極的な経営を断行することにより持続的成長を実現させていきます。

当社の経営の基本方針は、「産業は公共の福祉をはかれをモットーとする」であり、この基本方針を実現するために、「魅力ある商品で、お客様に豊かな生活を提

供する」、「自然環境を保護し、地球と共存する」、「時代を先取りし、世界の市場に貢献する」、「人間性を尊重し、活力・魅力ある企業をつくる」ことを目指しております。

中長期的な経営戦略としましては、産業資材事業、マット事業、食品事業をコアとし、「新商品の開発・拡販」、「新規販路の拡大」、「財務体質の強化」を目標とし、中期経営計画を策定し、組織のスリム化による時代の変化への機動的な対応やコスト削減による収益力の強化、利益体質への転換に取り組んでまいります。

具体的には、

- ・産業資材事業につきましては、主力の包装容器の販売強化に加えて輸送形態の変化に対応できるように産業資材全般の取扱を積極的に進めると同時に、黄麻製品の特色を生かしたエコ・災害対策用資材市場等の新分野への進出を図ってまいります。

- ・マット事業につきましては、自動車メーカーおよび消費者ニーズに対応した特色ある機能商品の提供により収益を確保してまいります。

- ・食品事業につきましては、パスタ類の拡販に加え、レトルトソースの販売強化に傾注するとともに、市場ニーズに対応した新商品の開発を積極的に展開してまいります。

さらに、その推進体制としては商品の開発・生産を推進する「事業部制」と国内をブロックに分割して地域密着型の営業を行う「支店制度」が確立しており、販売と生産がバランス良くかみ合う推進体制により、高い競争力の実現と収益力確保をめざしてまいります。

海外事業におきましては、いち早くタイ国に拠点をつくり、現在では、東南アジア地域をはじめ、中国、中東諸国、豪州等に販路を拡大しております。また、海外事業の成長が国内事業の発展にもつながる体制が構築され、海外での情報を独自性と競争力をもつ商品開発に生かすとともに、今後さらに国内における海外企業との競争激化が予想されるなか、当社の海外商品戦略を強力に推進してまいります。

このように当社は、顧客に対して高いブランド価値に基づいた商品の提案を長年にわたり積み重ねてきたことが、現在の企業価値の源泉になっており、企業文化の継続・発展が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を最大化することにつながると考えております。今後も、中長期的な目標を見据えた堅実な経営を基本としながら、経営資源の配分の見直しや戦略的投資を行い、より競争力を高め企業の成長を推進してまいります。

また、当社はコンプライアンス体制の充実が社会全体からますます求められており、これを経営上の重要課題と認識し、内部統制システムの体制強化を図ることにより、顧客や株主の皆様はもとより社会全体から高い信頼を得るように努めてまいります。

上記取組みを着実に実行することで、当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させることが、当社および当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資することができると考えております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成21年5月13日開催の取締役会において、「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「旧プラン」といいます。）の導入について決議し、発効いたしました。この際、旧プランの重要性に鑑み、平成21年6月26日開催の当社第81期定時株主総会に議案とさせていただき、株主の皆様のご承認をいただいております。

平成24年4月20日開催の取締役会において、その後の買収防衛策をめぐる動向を踏まえ、「当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部改訂・継続」（以下、改訂後のプランを「本プラン」といいます。）を決議し、平成24年6月28日開催の当社第84期定時株主総会に議案とさせていただき、株主の皆様のご承認をいただいております。

改訂の概要は、①買付者等が回答を行う情報提供期間を設定したこと、②買付者等の買付け等の評価を行う評価期間につき、上限を設定し、それ以上の延長をできないものとしたこと等の2点です。

本プランは、仮に当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下、総称して「買付」といいます。）が行われた場合、買付を行う者またはその提案者（以下、総称して「買付者」といいます。）に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間並びに買付者との交渉の機会の確保をしようとするものであります。

当社は、本プランにより、当社基本方針に照らして、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じることを未然に防止しようとするものであります。

本プランは、買付者が当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付または当社が発行者である株券等について、公開買付に係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付のいずれかにあたる買付（以下、「対象買付」といいます。）を行った場合に、新株予約権の無償割当て、または法令および当社定款に照らして採用することが可能なその他の対抗措置（以下、単に「その他の対抗措置」といいます。）を行うか否かを検討いたします。

当社取締役会は、対象買付がなされたときまたはなされる可能性がある場合、速やかに当社取締役会から独立した特別委員会を設置いたします。この特別委員会は、当社取締役会から独立して本プランの発動および不発動に関し、審議・決定いたします。

当社株式について買付が行われる場合、当社は、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、対象買付を行う買付者には、買付の実行に先立って、当社取締役会に対して、買付者の買付内容の検討に必要な情報を記載したうえ、買付者が買付に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意

向表明書」といいます。)を提出していただきます。

その後、特別委員会は、買付者からの意向表明書および要求する情報、並びに当社取締役会からの意見・資料・情報等を受領し、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、並びに買付者の買付内容と、当社取締役会が提示する代替案の検討および比較等を行います。

特別委員会は、特別委員会の判断が当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に資するものとなるように、当社の費用により、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の専門家など、独立した第三者の助言を得ることができるものとしたします。

また、特別委員会の判断の透明性を高めるため、同委員会は、意向表明書の概要、買付者の買付内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提示された代替案の概要その他特別委員会が適切と判断する事項について、株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。

当社は、買付者が本プランに定める手続を遵守しない場合、あるいは遵守した場合であっても買付者による買付が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす恐れのある買付であるなど、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置を行うことが相当と認められる場合、特別委員会の勧告に基づき、当社取締役会が対抗措置の発動および不発動を決定いたします。

この新株予約権は、当社取締役会が定める一定の日における当社の最終の株主名簿に記録をされた株主に対し、その所有する当社株式(ただし、当社の有する自己株式を除く。)1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割当ていたします。

新株予約権の目的である株式の数(以下、「対象株式数」という。)は1株であり、新株予約権の行使に際して出資される財産は、金銭とし、金1円で、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する金額に対象株式数を乗じた価額といたします。その際、一定の買付者等による権利行使が認められないという行使条件および当社が当該買付者等以外の者から当社株式1株と引き換えに新株予約権1個を取得する旨の取得条項が付されております。

本プランの有効期間は、平成24年6月28日開催の当社第84期定時株主総会での承認決議の日から、平成27年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの約3年間とします。ただし、本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

また、当社は、当社の企業価値および株主の皆様の共同利益の維持・向上を図る観点から、当社取締役会の決議により、本プランの有効期間中、定時株主総会で承認いただいた本プランの趣旨に反しない範囲内で、本プランの見直し等を行うことがあります。しかし、本プランの有効期間中であっても、見直し等の範囲を超える重要な変更が必要になった場合は、当社株主総会において株主の皆様のご承認を得て本プランの廃止または変更を行うことがあります。

本プランは、新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主および投資家の皆様に直接的な影響が生じることはありません。

当社取締役会が本新株予約権無償割当ての決議において別途定める一定の日にお

ける株主の皆様に対し、保有する株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償で割当てられます。株主の皆様は、無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となりますので、申込みの手続等は不要です。

そして、当社が、当社取締役会の決定により、新株予約権の行使条件のもと、新株予約権を行使することができない買付者（以下、「行使制限買付者」といいます。）以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付する場合、行使制限買付者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、当社は、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって本新株予約権を取得し、これと引き換えに株主の皆様当社株式を交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途ご自身が行使制限買付者でないこと等についての表明書面等を当社所定の書式によりご提出いただく場合があります。

④ 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

前記②に記載した当社基本方針の実現に資する特別な取組みおよびそれに基づく様々な施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、前記③に記載のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の承認を得た上で導入されたものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、弁護士・大学教授・公認会計士等の社外有識者から構成される特別委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、特別委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間を約3年間に限定している上、取締役会により、何時でも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではありません。

-
- (注) 1. 本事業報告中に記載の金額および株式数は表示単位未満を切捨てて表示しております。
2. 本事業報告中での記載金額には、消費税等が含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,979,068	流 動 負 債	1,045,846
現金及び預金	297,287	支払手形及び買掛金	500,459
受取手形及び売掛金	720,592	短期借入金	120,000
たな卸資産	885,589	1年内償還予定の社債	6,000
繰延税金資産	27,431	1年内返済予定の長期借入金	176,320
その他	50,662	未払法人税等	20,230
貸倒引当金	△2,496	賞与引当金	10,400
固 定 資 産	1,890,545	その他	212,436
有形固定資産	1,278,504	固 定 負 債	793,302
建物及び構築物	310,132	社 債	132,000
機械装置及び運搬具	117,130	長期借入金	428,990
土地	816,877	リース債務	32,818
リース資産	9,698	繰延税金負債	56,501
建設仮勘定	11,118	退職給付に係る負債	138,143
その他	13,547	長期預り保証金	4,850
無形固定資産	54,581	負 債 合 計	1,839,148
リース資産	46,349	純 資 産 の 部	
その他	8,231	株 主 資 本	1,108,698
投資その他の資産	557,459	資 本 金	1,836,660
投資有価証券	420,859	資 本 剰 余 金	17,380
長期貸付金	80,466	利 益 剰 余 金	△740,408
繰延税金資産	23,458	自 己 株 式	△4,934
その他	110,803	その他の包括利益累計額	129,029
貸倒引当金	△78,128	その他有価証券評価差額金	4,170
資 産 合 計	3,869,613	為替換算調整勘定	124,859
		少数株主持分	792,736
		純 資 産 合 計	2,030,464
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,869,613

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,357,265
売 上 原 価		3,477,481
売 上 総 利 益		879,783
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		764,339
営 業 利 益		115,444
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	9,848	
為 替 差 益	12,264	
雑 収 入	2,973	25,087
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13,885	
雑 損 失	12,358	26,244
経 常 利 益		114,286
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	42,811	
負 の の れ ん 発 生 益	6,143	48,955
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		163,242
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	34,935	
法 人 税 等 調 整 額	53,812	88,748
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		74,493
少 数 株 主 利 益		56,015
当 期 純 利 益		18,478

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,836,660	17,380	△758,886	△4,730	1,090,423
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益			18,478		18,478
自己株式の取得				△203	△203
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	18,478	△203	18,274
当 期 末 残 高	1,836,660	17,380	△740,408	△4,934	1,108,698

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	△14,655	29,157	14,501	695,518	1,800,443
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益					18,478
自己株式の取得					△203
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	18,825	95,702	114,527	97,218	211,746
当 期 変 動 額 合 計	18,825	95,702	114,527	97,218	230,020
当 期 末 残 高	4,170	124,859	129,029	792,736	2,030,464

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社…………… 2社

サハキット ウィサーン カンパニー リミテッド

サハキット ウィサーン ジャパン株式会社

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社であるサハキット ウィサーン カンパニー リミテッドおよびサハキット ウィサーン ジャパン(株)の決算日は12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る財務諸表を基礎として連結を行っております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

②デリバティブ 時価法

③たな卸資産 主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産 主として定額法

（リース資産を除く） また、当社において平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産 定額法

（リース資産を除く）

③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支払時に全額費用として計上しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外子会社は個別の債権の回収可能性を検討して計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(5) 退職給付に係る負債の計上基準

当社および連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産および負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を適用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建取引の為替変動リスクを回避するため、先物為替予約取引（主として包括予約）を行っております。

ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避するために、外貨建買掛金および成約高の範囲内で為替予約取引を行うこととし、投機目的のための取引は行わない方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジの有効性については、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額の累計を基礎に評価しております。

(8) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産

担保に供している資産は次の通りであります。

財団を組成して担保に供している資産	建物及び構築物	261,420千円
	機械装置及び運搬具	47,776千円
	土地	451,940千円
	計	761,136千円
その他担保に供している資産	建物及び構築物	48,678千円
	投資有価証券	134,707千円
	土地	344,990千円
	計	528,375千円

担保対応債務は次の通りであります。

短期借入金	120,000千円
長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	88,924千円
計	208,924千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,645,358千円

3. 受取手形割引高

67,181千円

連結損益計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の固定資産売却益は、土地の売却によるものであります。

2. 当連結会計年度の負ののれん発生益は、連結子会社であるサハキット ウィザーン カンパニー リミテッドの株式追加取得により発生したものであります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類および総数

(普通株式)

36,733千株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

- ① 当社グループは、主に食品事業、マット事業の設備投資計画に照らし、銀行等金融機関からの借入により必要な資金を調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産等で運用し、短期的な運転資金については銀行借入により調達しております。
- ② デリバティブ取引は内部管理規程に従い、投機的な取引は行わない方針であり、為替変動リスクの軽減のため利用しております。

(2) 金融商品の内容およびリスク並びにリスク管理体制

- ① 営業債権である受取手形および売掛金は、取引先の信用リスクに晒されており、与信管理規程に沿って回収および残高の管理を行い、リスク低減を図っております。
- ② 投資有価証券は主として取引先企業との業務等に関連する長期保有目的の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されており、毎月時価の状況を把握し、保有状況を見直しております。
- ③ 長期貸付金は取引先企業等の信用リスクに晒されており、内部管理規程に従い貸付、回収および残高管理状況を経営会議に報告することとしております。
- ④ 営業債務である支払手形および買掛金は全て1年以内の支払期日であります。また、その一部には輸入に伴う外貨建てのものがあり為替の変動リスクに晒されており、リスク軽減のため相場の状況により先物為替予約取引を行っております。
- ⑤ 借入金および社債は、主に短期のものは運転資金であり、長期のものは設備投資に必要な資金調達を目的としたものであります。また、長期借入金の一部には財務制限条項が付されております。
- ⑥ リース債務は、主に設備投資に係る資金調達であります。
- ⑦ デリバティブ取引は通常の営業過程における輸出入取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するための先物為替予約取引（主に包括予約）であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が存在しない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表に含めておりません（(注)2参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	297,287	297,287	—
(2) 受取手形及び売掛金	720,592	720,592	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	149,758	149,758	—
(4) 長期貸付金 （流動資産「その他」 （1年内回収予定の 貸付金）を含む）	81,123	81,123	—
資 産 計	1,248,762	1,248,762	—
(1) 支払手形及び買掛金	500,459	500,459	—
(2) 短期借入金	120,000	120,000	—
(3) 社債 （1年内償還予定の 社債を含む）	138,000	138,034	34
(4) 長期借入金 （1年内返済予定の 長期借入金を含む）	605,310	603,125	△2,184
(5) リース債務 （1年内返済予定の リース債務を含む）	54,802	54,802	—
負 債 計	1,418,571	1,416,421	△2,149

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期貸付金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債、(4) 長期借入金および(5)リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入、社債の発行、または、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	9,393
ミューチュアル・ファンド	261,708

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

当連結会計年度末における賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	33円75銭
1 株当たり当期純利益	0円50銭

重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,036,837	流 動 負 債	903,221
現金及び預金	231,349	支払手形	281,883
受取手形	32,290	買掛金	129,482
売掛金	504,623	短期借入金	120,000
商品及び製品	172,255	1年内償還予定の社債	6,000
仕掛品	12,799	1年内返済予定の長期借入金	176,320
原材料及び貯蔵品	34,830	未払金	80,637
繰延税金資産	11,219	未払費用	31,733
未収入金	30,125	未払法人税等	8,384
その他	8,650	未払消費税等	30,026
貸倒引当金	△1,307	賞与引当金	10,400
固 定 資 産	1,109,350	その他	28,353
有形固定資産	787,940	固 定 負 債	621,451
建物	234,721	社債	132,000
構築物	26,732	長期借入金	428,990
機械装置	47,776	リース債務	32,818
車両運搬具	0	退職給付引当金	22,792
工具器具備品	4,113	長期預り保証金	4,850
土地	464,898	負 債 合 計	1,524,672
リース資産	9,698	純 資 産 の 部	
無形固定資産	48,667	株 主 資 本	617,344
リース資産	46,349	資本金	1,836,660
その他	2,317	資本剰余金	17,380
投資その他の資産	272,741	資本準備金	17,380
投資有価証券	159,151	利益剰余金	△1,231,761
関係会社株式	72,093	利益準備金	84,200
差入保証金	20,850	その他利益剰余金	△1,315,961
繰延税金資産	9,155	繰越利益剰余金	△1,315,961
その他	89,619	自 己 株 式	△4,934
貸倒引当金	△78,128	評価・換算差額等	4,170
資 産 合 計	2,146,187	その他有価証券評価差額金	4,170
		純 資 産 合 計	621,514
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,146,187

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,864,508
売 上 原 価		2,246,626
売 上 総 利 益		617,882
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		613,308
営 業 利 益		4,573
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	36,737	
雑 収 入	2,563	39,301
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,277	
社 債 利 息	1,580	
受 取 手 形 売 却 損	1,712	
為 替 差 損	243	
雑 損 失	10,639	26,453
経 常 利 益		17,421
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	42,811	42,811
税 引 前 当 期 純 利 益		60,233
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	13,801	
法 人 税 等 調 整 額	38,073	51,875
当 期 純 利 益		8,358

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金
当 期 首 残 高	1,836,660	17,380	17,380	84,200	△1,324,320
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益					8,358
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	8,358
当 期 末 残 高	1,836,660	17,380	17,380	84,200	△1,315,961

	株 主 資 本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金 利益剰余金 合 計	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△1,240,120	△4,730	609,189	△14,655	△14,655	594,534
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益	8,358		8,358			8,358
自己株式の取得		△203	△203			△203
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				18,825	18,825	18,825
当 期 変 動 額 合 計	8,358	△203	8,154	18,825	18,825	26,980
当 期 末 残 高	△1,231,761	△4,934	617,344	4,170	4,170	621,514

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準および評価方法

デリバティブ 時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

商品、製品、原材料、仕掛品、貯蔵品 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

食品工場、不動産開発事業用の
有形固定資産（リース資産を除く） 定額法

上記以外の有形固定資産
（リース資産を除く） 定率法

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

長期前払費用 定額法

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支払時に全額費用として計上しております。

4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

6. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を適用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建取引の為替変動リスクを回避するため、先物為替予約取引（主として包括予約）を行っております。

ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避するために、外貨建買掛金および成約高の範囲内で為替予約取引を行うこととし、投機目的のための取引は行わない方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジの有効性については、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額の累計を基礎に評価しております。

7. 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保提供資産

担保に供している資産は次の通りであります。

財団を組成して担保に供している資産	建物・構築物	261,420千円
	機械装置	47,776千円
	土地	451,940千円
	計	761,136千円
その他担保に供している資産	投資有価証券	134,707千円
	土地	12,958千円
	計	147,665千円

担保対応債務は次の通りであります。

短期借入金	120,000千円
長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	88,924千円
計	208,924千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

1,704,333千円

3. 受取手形割引高

67,181千円

4. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	7,134千円
短期金銭債務	121,092千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引高	
売上高	45,611千円
仕入高	414,357千円
その他の営業取引高	771千円
営業取引以外の取引高	32,818千円

2. 当事業年度の固定資産売却益は、土地の売却によるものであります。

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数	(普通株式)	60千株
---------------	--------	------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(流動の部)

繰延税金資産	
賞与引当金	3,411千円
未払費用	4,889千円
その他	2,918千円
計	11,219千円

(固定の部)

繰延税金資産	
貸倒引当金	24,324千円
ゴルフ会員権等	4,216千円
減損損失	42,478千円
退職給付引当金	7,316千円
投資有価証券評価損	9,487千円
その他有価証券評価差額金	4,406千円
繰越欠損金	193,065千円
小計	285,295千円
評価性引当額	△276,139千円
計	9,155千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）および地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等がおこなわれることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.4%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.1%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が1,815千円減少し、当事業年度に計上される法人税等調整額が同額増加しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	サハキットワイ サーンカンパニ ーリミテッド	99.9% (注) 2	役員の兼任 2名	自動車マットの仕入 (注) 3	414,357	支払手形	117,718
						買掛金	333

- (注) 1. 関連当事者との取引に記載した金額のうち、取引金額は消費税を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。
2. 取引条件および取引条件の決定方針等
議決権比率は緊密な者等の所有割合51.1%を含めて記載しております。
3. 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉のうえで決定しております。

2. 役員および個人主要株主等

属性	氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の 被所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	中本広太郎	当社 代表取締役	直接 1.75	当社の借入金に対し債務 保証を受けております。	被債務保証 (注) 2	141,866	—	—

- (注) 1. 関連当事者との取引に記載した金額のうち、取引金額は消費税を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。
2. 取引条件および取引条件の決定方針等
代表取締役社長中本広太郎より株式会社北陸銀行73,568千円、日新信用金庫36,100千円、株式会社富山銀行12,198千円、みたと銀行20,000千円の借入金に対し債務保証を受けております。
なお、当社は当該債務保証について保証料の支払および担保提供を行っておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	16円95銭
1 株当たり当期純利益	0円23銭

重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年 5 月19日

日本製麻株式会社
取締役会 御中

なぎさ 監査法人

代表社員 公認会計士 山根 武夫 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 西井 博生 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本製麻株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本製麻株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年 5 月19日

日本製麻株式会社
取締役会 御中

なぎさ 監査法人

代表社員 公認会計士 山根 武夫 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 西井 博生 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本製麻株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びなぎさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人なぎさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人なぎさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月20日

日本製麻株式会社 監査役会

常勤監査役 池田明穂 ㊞

社外監査役 青柳吉宏 ㊞

社外監査役 児玉実史 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

当社は、会社法の一部を改正する法律（平成26年6月27日法律第90号）により、監査等委員会設置会社制度が創設されたことを踏まえ、業務執行に対する取締役会の監督機能の強化および社外取締役の経営参画による透明性・効率性の向上を目的として、監査等委員会設置会社に移行し、更なるコーポレート・ガバナンスの強化を図るものであります。これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除、取締役および取締役会に係る規定の変更等を行うものであります（変更案第4条ならびに第4章および第5章の規定）。

また、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）の適切な人材招聘を容易にし、当該取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約に関する規定の変更を行うものであります（変更案第30条第2項）。なお、変更案第30条第2項については、各監査役の同意を得ております。

上記の変更に伴い、条数の変更その他一部字句の表現の見直しを行うものであります。

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生ずるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総則 （機関） 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2） <u>監査役</u> （3） <u>監査役会</u> （4） <u>会計監査人</u>	第1章 総則 （機関） 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2） <u>監査等委員会</u> <削 除> （3） <u>会計監査人</u>
第4章 取締役および取締役会 （員数） 第19条 当社の取締役は9名以内とする。 <新 設>	第4章 取締役および取締役会 （員数） 第19条 当社の <u>監査等委員である取締役以外の取締役</u> は9名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u>

現行定款	変更案
<p>(選任方法) 第20条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2. <条文省略> 3. <条文省略></p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><新 設></p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、<u>招集の手続を経ない</u>で取締役会を開催することができる。</p> <p><新 設></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(選任方法) 第20条 取締役は株主総会において<u>監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役を区別して</u>選任する。</p> <p>2. <現行どおり> 3. <現行どおり></p> <p>(任期) 第21条 <u>監査等委員である取締役以外の取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役全員の同意があるときは、<u>招集の手続を経ない</u>で取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委託) 第24条 取締役会は、<u>その決議により、重要な業務執行（法令が定めるところを除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第25条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員である取締役以外の取締役の中から</u>代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員である取締役以外の取締役の中から</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議の省略) 第25条 <条文省略></p> <p>(相談役および顧問) 第26条 <条文省略></p> <p>(取締役会規程) 第27条 <条文省略></p> <p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 <条文省略> 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p><新 設></p> <p><新 設></p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第26条 <条文は現行どおり></p> <p>(相談役および顧問) 第27条 <条文は現行どおり></p> <p>(取締役会規程) 第28条 <条文は現行どおり></p> <p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって<u>監査等委員</u>である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役を区別して定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 <条文は現行どおり> 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(常勤の監査等委員) 第32条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p><新 設></p> <p>(員数) 第30条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第31条 監査役は株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会規程) 第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等) 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(監査等委員会規程) 第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p><削 除></p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除) <u>第37条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人 (選任方法) <u>第38条</u> <条文省略></p> <p>(任期) <u>第39条</u> <条文省略> 2. 条文省略</p> <p>(会計監査人の責任免除) <u>第40条</u> <条文省略> 2. 条文省略</p> <p>第7章 計算 (事業年度) <u>第41条</u> <条文省略></p> <p>(剰余金の配当の基準日) <u>第42条</u> <条文省略> 2. <条文省略></p> <p>(配当金の除斥期間) <u>第43条</u> <条文省略></p> <p>附則 <新 設></p>	<p><削 除></p> <p>第6章 会計監査人 (選任方法) <u>第34条</u> <条文は現行どおり></p> <p>(任期) <u>第35条</u> <条文は現行どおり> 2. <現行どおり></p> <p>(会計監査人の責任免除) <u>第36条</u> <条文は現行どおり> 2. <現行どおり></p> <p>第7章 計算 (事業年度) <u>第37条</u> <条文は現行どおり></p> <p>(剰余金の配当の基準日) <u>第38条</u> <条文は現行どおり> 2. <現行どおり></p> <p>(配当金の除斥期間) <u>第39条</u> <条文は現行どおり></p> <p>附則 <u>第1条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>第87期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

第2号議案 監査等委員である取締役以外の取締役5名選任の件

当社は、本総会終結の時をもって、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役以外の取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものといたします。

監査等委員である取締役以外の取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	候補者の有する 当社の株式数
1	なかもと こうたろう 中本 広太郎 (昭和45年3月18日生)	平成4年4月 当社入社 平成6年3月 中本商事(株)取締役 平成12年6月 当社監査役 平成14年6月 当社代表取締役社長（現在に至る） (重要な兼職の状況) サハキット ウィザーン カンパニー リミテッド 取締役	639,500株
2	あみもと けんじ 網本 健二 (昭和24年10月19日生)	昭和48年4月 当社入社 平成10年6月 当社監査役 平成14年6月 当社取締役 平成14年7月 当社常務取締役 平成17年6月 当社専務取締役 平成21年7月 当社取締役副社長経営企画推進統括役（現在に至る）	135,000株
3	なか がわ あきと 中川 昭人 (昭和35年9月16日生)	平成2年5月 当社入社 平成21年6月 当社経理部次長 平成25年6月 当社取締役経理部長（現在に至る）	24,000株
4	むら せ まつ はる 村瀬 松治 (昭和31年5月8日生)	平成7年4月 当社入社 平成25年4月 当社執行役員東京支店長兼名古屋支店長 平成26年4月 当社常務執行役員ボルカノ食品事業部本部長 平成26年6月 当社取締役ボルカノ食品事業部本部長 平成26年7月 当社取締役統括営業本部長 平成27年5月 当社取締役ボルカノ食品事業部営業部部長	24,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	候補者の有する 当社の株式数
5	梅 澤 恒 治 (昭和28年2月21日生)	昭和50年4月 当社入社 平成11年11月 サハキット ウィザーン カ ンパニー リミテッドへ出向 平成16年1月 同社取締役 平成17年11月 同社常務取締役 平成26年4月 同社代表取締役 (現在に至る) 平成26年6月 当社取締役マット事業部部长 (現在に至る)	168,000株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、本総会終結の時をもって、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位	候補者の有する 当社の株式数
1	池 田 明 穂 (昭和25年9月13日生)	昭和60年9月 当社入社 平成15年10月 当社経理部長 平成17年6月 当社取締役経理部長 平成25年6月 当社監査役 (現在に至る)	44,000株
2	青 柳 吉 宏 (昭和36年1月14日生)	平成5年4月 税理士登録 平成11年2月 青柳吉宏税理士事務所開業 (現在に至る) 平成16年6月 当社監査役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 青柳吉宏税理士事務所 代表	0株
3	児 玉 実 史 (昭和41年6月5日生)	平成5年4月 弁護士登録 平成5年4月 北浜法律事務所入所 平成11年3月 米国ニューヨーク州弁護士登録 平成19年1月 弁護士法人北浜法律事務所 代表社員 (現在に至る) 平成19年8月 当社仮監査役 平成20年6月 当社監査役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 弁護士法人北浜法律事務所 代表社員	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 青柳吉宏、児玉実史の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由は、以下のとおりであります。
- (1) 青柳吉宏氏につきましては、経営に関与したことはありませんが税理士としての企業会計等に関する豊富な専門的知見を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。同氏が兼職している青柳吉宏税理士事務所と当社との間には、税理士業務の取引があります。
- (2) 児玉実史氏につきましては、経営に関与したことはありませんが弁護士としての企業法務等に関する豊富な専門的知見を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。同氏が兼職している弁護士法人北浜法律事務所と当社との間には、重要な関係はありません。
- また、同氏は東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員になる予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、昭和62年6月26日開催の第59期定時株主総会において、年額120,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とご決議いただき今日に至っております。

当社は、本総会終結の時をもって、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを廃止し、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額について、経済情勢等諸般の事情をも考慮して年額120,000千円以内と定め、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によることとさせていただきます。

なお、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

現在の取締役は6名であり、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「監査等委員である取締役以外の取締役5名選任の件」が承認可決されますと、監査等委員である取締役以外の取締役は5名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものとしたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、本総会終結の時をもって、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額について、経済情勢等諸般の事情をも考慮して年額20,000千円以内と定め、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきますと存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が承認可決されまると、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものといたします。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任される中原修一氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
なか ほん しょう いち 中 原 修 一	平成25年6月 当社取締役（現在に至る）

第7号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行することにより監査役を退任される池田明穂氏、青柳吉宏氏、児玉実史氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の承認可決を条件として監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
いけ だ あき ほ 池 田 明 穂	平成25年6月 当社監査役（現在に至る）
あお やぎ よし ひろ 青 柳 吉 宏	平成16年6月 当社監査役（現在に至る）
こ だま まさ ふみ 児 玉 実 史	平成20年6月 当社監査役（現在に至る）

第8号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成21年5月13日開催の取締役会において、会社法施行規則第118条に定める、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「当社の支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のための取り組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、当社株式の大量買付行為に関する対応策を導入することを平成21年6月26日開催の第81期定時株主総会において、株主の皆様にご承認いただきました。その後、平成24年6月28日開催の第84期定時株主総会において、一部改訂および継続について、株主の皆様にご承認いただき、当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を継続しておりますが、その有効期限は本定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）終結の時までとなっております。

平成27年4月17日開催の取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランを継続することを決定いたしました。

つきましては、本プランの継続について、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、本プランの決定につきましては、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、当社監査役全員から賛同を得ております。

I. 当社の支配に関する基本方針

当社は、上場会社として、当社の株式について株主、投資家の皆様による自由な取引が認められている以上、当社の株式に対する大量の買付行為またはその提案がなされた場合においても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであればこれを否定するものではなく、最終的には株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社グループの事業は、産業資材事業、マット事業、食品事業、

不動産開発事業等、幅広く展開しており、当社の経営に当たっては、専門的な知識と経験の他、当社の企業理念および企業価値の様々な源泉、並びに国内外顧客・従業員および取引先等のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解することが不可欠です。従いまして、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、これらを十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

逆に言えば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあるなど、濫用的な買付等を行う買付者及び買付提案者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような買付に対しては、当社は必要かつ相当な対応策をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

II. 当社基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社グループは、当社の経営の基本方針に従い、これまで進めてまいりました中期経営計画を引き続き継続するとともに、積極的な経営を断行することにより持続的成長を実現させていきます。

当社の経営の基本方針は、「産業は公共の福祉をはかれをモットーとする」であり、この基本方針を実現するために、「魅力ある商品で、お客様に豊かな生活を提供する」、「自然環境を保護し、地球と共存する」、「時代を先取りし、世界の市場に貢献する」、「人間性を尊重し、活力・魅力ある企業をつくる」ことを目指しております。

中長期的な経営戦略としましては、産業資材事業、マット事業、食品事業をコアとし、「新商品の開発・拡販」、「新規販路の拡大」、「財務体質の強化」を目標とし、中期経営計画を策定し、組織のスリム化による時代の変化への機動的な対応やコスト削減による収益力の強化、利益体質への転換に取り組んでまいります。

具体的には、①産業資材事業につきましては、主力の包装容器の販売強化に加えて輸送形態の変化に対応できるように産業資材全般の取扱を積極的に進めると同時に、黄麻製品の特色を生かしたエコ・災害対策用資材市場等の新分野への進出を図ってまいります。②マット事業につきましては、自動車メーカーおよび消費者ニーズに対応した特色ある機能商品の提供により収益を確保してまいります。③食品事業につきましては、パスタ類の拡販に加え、レトルトソースの販売強化に傾注するとともに、市場ニーズに対応した新商品の開発を積極的に展開してまいります。

さらに、その推進体制としては商品の開発・生産を推進する「事業部制」と国内をブロックに分割して地域密着型の営業を行う「支店制度」が確立しており、販売と生産がバランス良くかみ合う推進体制により、高い競争力の実現と収益力確保をめざしてまいります。

海外事業におきましては、いち早くタイ国に拠点をつくり、現在では、東南アジア地域をはじめ、中国、中東諸国、豪州等に販路を拡大しております。また、海外事業の成長が国内事業の発展にもつながる体制が構築され、海外

での情報を独自性と競争力をもつ商品開発に生かすとともに、今後さらに国内における海外企業との競争激化が予想されるなか、当社の海外商品戦略を強力に推進してまいります。

このように当社は、顧客に対して高いブランド価値に基づいた商品の提案を長年にわたり積み重ねてきたことが、現在の企業価値の源泉になっており、企業文化の継続・発展が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を最大化することにつながると考えております。今後も、中長期的な目標を見据えた堅実な経営を基本としながら、経営資源の配分の見直しや戦略的投資を行い、より競争力を高め企業の成長を推進してまいります。

また、当社はコンプライアンス体制の充実が社会全体からますます求められており、これを経営上の重要課題と認識し、内部統制システムの体制強化を図ることにより、顧客や株主の皆様はもとより社会全体から高い信頼を得るよう努めてまいります。

上記取り組みを着実に実行することで、当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させることが、当社および当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資することができると考えております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

1. 本プランの目的

本プランは、上記Ⅰ.に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって継続するものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者および買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付けを抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件として、本プランの継続を決定いたしました。

なお、当社の平成27年3月31日現在の大株主の状況は【別紙1】のとおりです。また、本プランの継続を決定した時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して大量買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

2. 本プランの内容

(1) 対象となる買付け等

本プランにおいては、次の①または②に該当する買付けがなされる場合（当社取締役会があらかじめ同意した場合を除く。）に、本プランに定める手続に従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株券等（注1）について保有者（注2）の株券等保有割合（注3）の合計が20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

注1：金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

注2：金融商品取引法第27条の23第3項に規定する保有者を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

注3：金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

注4：金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下②において同じです。

注5：金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

注6：金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

注7：金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じです。

（2）買付者等に対する情報提供の要求

買付者等が買付けまたはその提案（以下、併せて「買付け等」といいます。）を行う場合には、まず、その実施に先立ち、当社に対して当該買付者等が買付けに際して本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明書を提出していただきます。

意向表明書は当社の定める書式によるものとし、買付者等の名称・住所・設立準拠法・代表者の氏名・国内連絡先・買付け等の概要を明示していただきます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

次に、当社は、意向表明書受領後10営業日以内に、買付者等に対し、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成等のために提供していただくべき情報（以下、「本必要情報」といいます。）のリストを交付します。提供していただく情報の具体的内容は、買付者等の属性、買付け等の内容により異なりますが、項目の具体例としては以下のものが挙げられます。なお、かかる情報を提供していただく際の使用言語も日本語に限ります。

（a）買付け等の具体的内容

- ① 買付けの目的、方法および内容（買付けの時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の確実性等を含みます。）

- ② 買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡が存する場合にはその内容
- ③ 買付対価の内容（価額・種類等）、対価の算定根拠（算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）
- ④ 買付資金の裏付け、買付者等に対する資金の供与者（実質的供与者を含みます。）の具体的名称および資金の調達方法（関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買付けを行った後の当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等の内容
- ⑥ 買付け後における当社および当社グループの従業員、取引先、顧客等の利害関係人の処遇方針
- ⑦ その他当社が合理的に必要と判断する情報

(b) 買付者等に関する事項

買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者およびファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、経歴または沿革を含みます。）、事業内容、財務状態、経営状態および業績、過去の企業買収の経緯およびその結果、過去の法令違反行為の有無とその内容、役員の内経歴等。

当社取締役会は、上記に述べた買付者等より提供された情報につきましては、速やかにこれを特別委員会（下記（4）（a）をご参照）に提出いたします。

また、当社は、当初提供していただいた情報だけでは、株主の皆様の判断に資する意見を形成するには不十分であると考えられ、かつ追加情報の必要性につき特別委員会からも書面による賛同を得られる場合、十分な情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくよう要請します。ただし、買付者等が回答を行う期間（以下、「情報提供期間」といいます。）は、本必要情報のリスト発送日から起算して60日を上限として設定され、本必要情報が十分に揃わない場合でも情報提供期間が満了したときは、買付者等との情報提供に係るやりとりを打ち切って、下記（3）の手続に入るものとします。

なお、当社取締役会は、買付者等が現れた事実および意向表明書が提出された事実については適切に開示し、当社に提供された情報については、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

（3）買付内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

当社取締役会は、上記（2）に基づき当社が求めた情報が十分に揃ったと認めた場合または情報提供期間が満了した場合、その旨を買付者等に通知し、かつ速やかにその旨を開示するとともに、当社取締役会によるこれらの情報の評価・検討、買付者等との交渉あるいは当該買付け等に対する意見形成、代替案の策定等を行うための時間的猶予として、当該

買付け等の内容に応じて下記①または②による期間（以下、「評価期間」といいます。）を設定します。買付けは、この評価期間が経過した後に初めて実施され得るものとし、

- ① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合には60日
- ② その他の買付けの場合には90日

当社取締役会は、評価期間内において、買付者等から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付内容の評価・検討等を行います。また、当社取締役会は、必要に応じて、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から当該買付内容を改善させるために、当該買付者等と協議・交渉を行うとともに、株主の皆様に対する代替案の提示を行うものとし、

なお、当社取締役会は、評価期間内に本プランの発動または不発動に関する決定を行うに至らない場合には、その決議により、買付者等の買付内容の検討、買付者等との交渉、代替案の作成等に必要とされる範囲内で評価期間を延長することができます（ただし、延長期間は60日間を上限とし、再延長はしないものとし、）。

この場合、当社取締役会は評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後速やかに情報開示を行います。

(4) 特別委員会による勧告

(a) 特別委員会について

当社は、上記(3)に定める買付者等との協議、交渉、評価期間の延長および下記(b)に定める発動事由の該当性等に関する当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、取締役会とは独立した特別委員会を設置いたします。

特別委員会は、【別紙2】特別委員会規程に定められた手続に従い、買付者等の買付内容につき評価・検討し、当社取締役会に対する勧告を行います。

特別委員会が評価・検討等を行うに当たっては、その判断が企業価値、株主の皆様の共同の利益に適うものとなることを確保するため、当社の費用により独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができるものとしています。

特別委員会の決定は、原則として構成員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して最終的な決定を行います。

特別委員会を構成する委員は3名以上とし、概要として以下の条件を満たした者の中から当社取締役会により選任され、原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者をいいます。なお、特別委員会の委員の氏名および略歴は【別紙3】のとおりで

- す。
- ① 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下、併せて「当社等」といいます。）の取締役（但し、社外取締役を除きます。以下同じ。）、または監査役（但し、社外監査役を除きます。以下同じ。）等となったことがない者
 - ② 現在または過去における当社等の取締役または監査役の親族でない者
 - ③ 当社等との間に特別利害関係がない者
 - ④ 実績ある法人経営者、弁護士、公認会計士もしくは有識者またはこれらに準ずる者
- (b) 特別委員会による本プラン発動の勧告
- 特別委員会は、買付者等による買付け等が以下の事由（以下、「発動事由」といいます。）のいずれかに該当し、本プランを発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会に対して、本プランの発動（具体的な対抗措置の内容は下記(6)に記載のとおりです。）を勧告します。
- ① 本プランに定める手続を遵守しない買付け等である場合
 - ② 次の(i)から(iv)までに掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付け等である場合
 - (i) 買付者等が真に会社経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、買い占めた株式について当社または当社の関係者に対して高値で買取りを要求すること（いわゆるグリーンメイラーであること）
 - (ii) 当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業経営上必要となる重要な知的財産権、ノウハウ、企業機密情報、主要取引先や顧客等の資産等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うこと
 - (iii) 当社または当社グループ会社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用すること
 - (iv) 当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の不動産、有価証券等の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜けること
 - ③ 強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付け等の株式買付けを行うこと）等、当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付け等である場合
 - ④ 当社に、当該買付け等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付け等である場合
 - ⑤ 当社株主に対して、本必要情報その他買付け等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することなく行われる

買付け等である場合

- ⑥ 買付け等の条件（対価の価額・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付実行の確実性、買付け後における当社の従業員、取引先、顧客その他当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適當なものである場合
- ⑦ 当社の持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社に係る利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある買付け等である場合

但し、特別委員会は、権利確定のための基準日の前後の如何にかかわらず、上記勧告後買付者等が買付けを撤回した場合その他買付け等が存しなくなった場合、または上記勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、買付者等による買付け等が発動事由に該当しないと判断するに至った場合には、改めて本プランの発動の中止または撤回を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。この場合、新株予約権の無償割当の効力発生後においては、行使期間開始日前日までであれば、当該新株予約権を無償取得することとします。

なお、特別委員会は、本プランの発動が相当であると判断する場合でも、発動事由のうち②ないし⑦の該当性が問題とされる場合等、その発動について株主総会の決議（本プランにかかる本新株予約権の無償割当に関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任する決議を含みます）を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集、本プラン発動に関する議案の付議を勧告するものとします。

(c) 特別委員会による本プラン不発動の勧告

特別委員会は、買付者等が上記（2）および（3）に定める情報提供並びに評価期間の確保その他本プランに定める手続を遵守していると判断し、かつ買付者等から提供された情報・資料の評価・検討並びに当社取締役会による買付者等の協議・交渉の結果、買付者等による買付け等が、発動事由のいずれにも該当しないと判断するに至った場合には、当社取締役会に対して本プランの不発動を勧告します。

ただし、特別委員会は、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付け等が発動事由のいずれかに該当すると認められるに至った場合には、改めて本プランの発動を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(5) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記（4）による特別委員会の勧告を最大限尊重し、本プランの発動もしくは不発動あるいは発動の中止または撤回を最終的に決定いたします。当社取締役会は、係る決定を行った場合、当該決定の概要、特別委員会の勧告の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、決定後速やかに情報開示を行うものとします。

また、当社取締役会は、特別委員会から本プラン発動に係る株主総会の招集を勧告された場合には、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように速やかに株主総会を招集し、本プラン発動に関する議案（本プランに係る本新株予約権の無償割当に関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任する決議を含みます）を付議するものとし、当社取締役会は、株主総会において本プラン発動の決議がなされた場合には、株主総会の決定に従い、本プラン発動に必要な手続を遂行します。買付者等は、本プランに係る手続の開始後、当社取締役会が本プランの発動または不発動に関する決議を行うまでの間、または上記株主総会が開催される場合には当該株主総会において本プラン発動に関する決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとし、

なお、発動の決定後に、本プランの発動の中止または撤回が決定された場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないこととなりますので、1株当たりの株式の価値に希釈化が生じることを前提にして売買を行った場合には、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(6) 具体的方策の内容

当社取締役会が不適切な買付け等に対抗するための具体的方策は、【別紙4】「新株予約権無償割当ての要項」に記載の新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての方法による発行によります。

本新株予約権の主な内容は、以下のとおりです。

(a) 割当対象株主

本新株予約権の発行に関する決議（以下、「本新株予約権発行決議」といいます。）を行う時に当社取締役会が定める基準日（以下、「割当期日」といいます。）における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式（但し、当社の保有する当社株式を除きます。）1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割当てます。

(b) 本新株予約権の目的となる株式の種類および数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、別途調整がない限り1株とします。

(c) 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の保有する当社株式の数を除きます。）を上限とします。

(d) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

本新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額は、1円とします。

(e) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当ての効力発生日から3週間を経過した日から6ヶ月を経過した日までとします。ただし、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とします。

(f) 本新株予約権の行使条件

①「特定大量保有者」、②「その共同保有者」、③「特定大量買付者」、

④「その特別関係者」もしくは⑤「上記①ないし④記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者」、または⑥「上記①ないし⑤記載の者の関連者」（以下、①ないし⑥に該当するものを「非適格者」と総称します。）のいずれにも該当しない者のみが、本新株予約権を行使することができます。また、国内外の適用法令上、本新株予約権を行使することにより所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません。なお、上記に用いられる用語の定義および詳細については、【別紙4】「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。

(g) 本新株予約権の取得

①当社は、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会の決定により、本新株予約権の無償割当ての効力発生日から本新株予約権の行使期間が満了する時までの間で当社取締役会が定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

②当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者の有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日まで未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式1株を交付することができます。当社が取得を実施した以降に、非適格者以外の第三者が譲渡等により非適格者が有していた本新株予約権を有するに至った場合等には、当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

(7) 本プランの有効期間並びに継続、廃止および変更

本プランに係る有効期間は、平成30年3月期に係る定時株主総会の終結の時までとします。

そして、当社は、平成30年3月期に係る定時株主総会において、本プランの継続につき株主の皆様の承認を要するものとし、本プランの継続につき株主の皆様の承認が得られた場合には、当該定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時まで本プランは引き続き効力を有するものとし、以後も同様に、3年ごとに本プランの継続につき株主の皆様の意思を確認することとします。

ただし、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランは株主の皆様のご意向によってこれを廃止させることが可能です。

また、当社は金融商品取引法等、関係法令等の改正・整備等を踏まえた当社取締役会の検討に基づき、企業価値ひいては株主共同の利益の確

保・向上の観点から、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合があります。

本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実、並びに変更の場合には変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

IV. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ. の取組み）について

上記Ⅱ. に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ. の取組み）について

(1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者等に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

(a) 買収防衛策に関する指針および在り方の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足していることおよび平成20年6月30日に経済産業省企業価値研究会から発表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も充足しております。

(b) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、株主総会において、定款の定めに基づき、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として旧プランより改訂されます。

また、上記Ⅲ. 2. (5)「取締役会の決議」に記載したとおり、特別委員会から本プラン発動に係る株主総会の招集を勧告された場合には、当社取締役会は株主総会を招集し、本プラン発動に関する議案を付議して、株主総会において本プラン発動の決議がなされることを要するものとしています。

さらに、上記Ⅲ. 2. (7)「本プランの有効期間並びに継続、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が設けられており、かつその有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、または当社株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランへの継続および廃止は、当社の株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

(c) 合理的かつ客観的な発動事由の設定

本プランは、上記Ⅲ. 2. (4) (b)に記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。そして、係る発動事由は、わが国における裁判例の分析や上記「指針」等を参考に、適切かつ合理的な買収防衛策のあり方を精緻に分析したうえで設定されたものであります。

(d) 特別委員会の設置

当社は、買付者等との協議、交渉、評価期間の延長および発動事由の該当性等に関する当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、特別委員会を別途設置しております。

特別委員会は、かかる特別委員会設置の目的に鑑み、上記Ⅲ. 2. (4) (a)に記載する条件を満たす、当社取締役会から独立した者からのみで構成され、また、当社の費用により、独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができるものとしております。

特別委員会は、特別委員会規程に定められた手続に従い、発動事由の該当性等につき評価・検討し、当社取締役会に対する勧告を行います。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、本プランの発動もしくは不発動、あるいは発動の中止または撤回を最終的に決定します。

(e) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能であります。

従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の

過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

V. 株主および投資家の皆様への影響

1. 本プランの継続時に株主および投資家の皆様にご与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、株主及び投資家の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

2. 本新株予約権の発行時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会または当社株主総会において本プランの発動を決定し、新株予約権無償割当てによる本新株予約権の発行決議を行った場合、当該決議において定められる割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。

3. 本新株予約権の発行に伴って株主の皆様に必要なとなる手続

(1) 当社取締役会または当社株主総会において本プランの発動を決定し、新株予約権無償割当てによる本新株予約権の発行決議を行った場合、当社取締役会で割当期日を定め、これを公告します。割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その有する株式の数に応じて本新株予約権が割当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

(2) 本新株予約権行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書(株主ご自身が非適格者ではないこと等の誓約文書を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が別途定める権利行使期間内にこれらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株の当社普通株式が発行されることとなります。

(3) 本新株予約権取得の手続

当社が本新株予約権を当社株式と引換えに取得することができる場合とは、当社が取得の手続を取れば、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得します。

このうち、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社普通株式を交付する場合には、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1株の当社普通株式を受領することとなります。そのため、この場合本新株予約権の行使請求書等の送付はいたしません。係る株主の皆様には、別途ご自身が非適格者ではないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

以上

【別紙1】

大株主の状況（平成27年3月31日現在）

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
ARGENT WISE CO., LTD.	2,770千株	7.56%
ト レ ー デ ィ ア 株 式 会 社	2,746	7.49
宝 天 大 同	1,024	2.79
松 並 永 子	1,000	2.73
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	871	2.38
中 本 広 太 郎	639	1.74
郡 山 英 子	631	1.72
高 橋 真 一	449	1.22
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	400	1.09
株 式 会 社 S B I 証 券	392	1.07

（注）持株比率は四捨五入により小数点第2位まで表示しております。また、自己株式（60,677株）を控除して計算しております。

【ご参考】（平成27年3月31日現在）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 90,000,000株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 36,733,201株 |
| 3. 株 主 数 | 6,880名 |

以 上

【別紙2】

特別委員会規程

第1条（目的）

当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」という。）の特別委員会については、本特別委員会規程による。

第2条（権限および義務）

特別委員会は、当社に対する買付け等がなされた場合、買付け等の内容について提供された情報に基づき評価・検討を行い、必要があれば、評価期間の延長を勧告したり、当社代表取締役等を通じて買収予定者と交渉するなどにより、買付け等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益のために改善されるように努め、最終的に本特別委員会規程の定めるところに従い、第9条に定める発動事由の有無につき判断し、本プランを発動するか否かにつき当社取締役会に対し勧告を行うものとする。

2 特別委員会は買付者等から当社取締役会に対して提供された全ての資料および当社取締役会によるこれらの情報に対する評価等、特別委員会における決議および勧告のために必要な情報の提出を当社取締役会に求めることができる。

3 特別委員は前項に定める事項につき、善良なる管理者の注意をもって行う。

第3条（構成者と役割）

特別委員会は、当社取締役会の決議により設置される。

2 特別委員会は、特別委員会委員の全員をもって構成する。

3 特別委員会の委員は、3名以上とする。

4 特別委員会の委員は、以下の条件を満たした者の中から当社取締役会により選任されるものとし、原則として、当社に対する善管注意義務条項等を含む委任契約を当社との間で締結しなければならない。

(1) 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下、合わせて「当社等」という。）の取締役（ただし、社外取締役を除く。以下同じ。）、または監査役（ただし、社外監査役を除く。以下同じ。）等となっていない者

(2) 現在または過去における当社等の取締役または監査役の親族でない者

(3) 当社等との間に特別利害関係がない者

(4) 実績ある法人経営者、弁護士、公認会計士もしくは有識者またはこれらに準ずる者

5 特別委員会は、当社に対する買付け等がなされた場合、買付け等の内容について情報収集・検討を行い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かという観点から意見を述べ、決議に参加しなければならない。専ら自己または当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

第4条（開催）

特別委員会は、第5条の規定に基づき、各特別委員会委員が招集した際に開催する。

第5条（招集権者）

特別委員会は、各特別委員会委員が招集する。

- 2 当社代表取締役社長（代表取締役社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた他の取締役。以下同じ。）は、各特別委員会委員に特別委員会の招集を要請することができる。
- 3 前項の規定による請求があった日から3日以内に特別委員会の招集の通知が発せられない場合は、当社代表取締役が特別委員会を招集することができる。

第6条（招集通知）

特別委員会の招集通知は、各特別委員会委員に対し開催日の3日前までに発信する。

ただし、緊急のときはこれを短縮できる。

第7条（招集手続の省略）

特別委員会は、特別委員会委員の同意があれば、招集の手続を省略して開催することができる。

第8条（決議方法）

特別委員会は、特別委員会委員の全員が出席して成立し、出席者の過半数の賛成をもって決議する。ただし、特別委員会委員がやむをえない理由により欠席した場合には、特別委員会委員の過半数が出席して成立し、出席者の過半数の賛成をもって決議する。

- 2 特別委員会委員が特別委員会を欠席するときは、原則として開催日の前日までに、その旨を理由とともに書面で事務局に届出なければならない。

- 3 議案に関し特別の利害関係がある特別委員会委員は、決議に加わることができない。

第9条（勧告）

特別委員会は、買付者等による買付け等が以下の事由（以下、「発動事由」という。）のいずれかに該当し、本プランを発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会に対して本プランの発動を勧告する。ただし、特別委員会は、本プランの発動が相当であると判断する場合でも、その発動について株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に株主総会の招集、本プラン発動に関する議案の付議を勧告する。

① 本プランに定める手続を遵守しない買付け等である場合

② 次の（i）から（iv）までに掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付け等である場合

- （i）買付者等が真に会社経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、買い占めた株式について当社または当社の関係者に対して高値で買取りを要求すること（いわゆるグリーンメイラーであること）
- （ii）当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業経営上必要となる重要な知的財産権、ノウハウ、企業機密情報、主要取引先や顧客等の資産等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うこと
- （iii）当社または当社グループ会社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用すること

- (iv) 当社の経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の不動産、有価証券等の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜けること
- ③ 強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付け条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付け等の株式買付けを行うこと）等、当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付け等である場合
- ④ 当社に、当該買付け等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付け等である場合
- ⑤ 当社株主の判断および当社取締役会としての意見形成等のために必要な情報その他買付け等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することなく行われる買付け等である場合
- ⑥ 買付け等の条件（対価の価額・種類、買付けの時期、買付け方法の適法性、買付け実行の確実性、買付け後における当社の従業員、取引先、顧客その他当社に係る利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適當なものである場合
- ⑦ 当社の持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社に係る利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある買付け等である場合

ただし、特別委員会は、権利確定のための基準日の前後の如何にかかわらず、上記勧告後買付者等が買付け等を撤回した場合その他買付け等が存しなくなった場合、または上記勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、買付者等による買付け等が発動事由に該当しないと判断するに至った場合には、改めて本プランの発動の中止または撤回を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができる。

2 特別委員会は、決議の結果を、理由を付して、速やかに当社取締役会に勧告する。

3 当社取締役会は、前項の特別委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。

ただし、本プランの発動が当社株主総会に付議された場合は、当該株主総会の決議に従う。

4 特別委員会の勧告内容については、当該事項についての当社取締役会の決議内容を発表する際に公表する。

第10条（諮問）

特別委員会が必要とするときは、当社取締役、監査役、相談役、顧問、執行役員、会計監査人、従業員その他特別委員会が必要と考えた関係者を特別委員会に出席させて、必要な事項の報告を求め、意見を述べさせることができる。

2 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家を含む。）の助

言を得ること等ができる。

第11条（議事録）

特別委員会の議事については、その経過要領および結果を記載した議事録を作成し、出席した特別委員会委員が記名押印する。

2 議事録は欠席した特別委員会委員に対し、すみやかに回覧する。

第12条（事務局）

特別委員会の事務局は当社総務部とする。

第13条（本規程の改廃）

この規程の改廃は、当社取締役会の決議による。

以 上

【別紙3】

特別委員会委員の略歴

道上 明 (みちがみ あきら)

昭和51年3月 中央大学法学部卒業

昭和57年4月 弁護士登録 (現)

神戸弁護士会 (現兵庫県弁護士会) 入会

模法律事務所入所

昭和61年5月 赤木法律事務所入所

昭和62年4月 赤木・道上法律事務所と名称変更

平成10年4月 神戸弁護士会 (現兵庫県弁護士会) 副会長

平成11年4月 神戸地方裁判所洲本支部 調停委員 (現)

平成13年10月 神戸ブルースカイ法律事務所と名称変更 (現)

平成19年4月 兵庫県弁護士会会長

平成22年4月 日本弁護士連合会副会長

石原 俊彦 (いしはら としひこ)

平成元年3月 関西学院大学大学院商学研究科博士課程

後期課程単位取得満期退学

平成元年8月 公認会計士登録 (現)

平成2年4月 京都学園大学経済学部専任講師 (監査論・簿記担当)

平成12年3月 博士 (商学) 関西学院大学 (現)

平成17年4月 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授 (現)

平成20年4月 関西学院大学大学院経営戦略研究科博士後期課程指導
教授 (現)

平成27年3月 岡山県備前市特別観光大使 (現)

坂東 和宏 (ばんどう かずひろ)

昭和60年3月 大阪工業大学工学部電気工学科卒業

昭和60年4月 大日本製薬株式会社入社

平成7年4月 公認会計士登録 (現)

平成12年2月 税理士登録 (現)

平成19年7月 大阪監査法人 代表社員

平成26年7月 ひびき監査法人 (合併により名称変更) 代表社員 (現)

以上

【別紙 4】

新株予約権無償割当ての要項

(a) 本新株予約権の内容

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類および数
 - 1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - 2) 本新株予約権を取得するのと引換えに当社普通株式を交付（当社普通株式を発行することまたはこれに代わる当社の有する当社普通株式を移転することを合わせていう。以下同じ。）する数および本新株予約権の行使により当社普通株式を新たに交付する数は、下記(b)に定める数とする。ただし、下記3)により対象株式数（下記3)により定義される。）が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
 - 3) 各本新株予約権の取得または行使により当社普通株式を交付する数（以下、「対象株式数」という。）は、1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

なお、係る調整は本新株予約権のうち、当該時点で取得または行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後に生じた対象株式数の調整事由に基づく対象株式数の調整に当たり、係る端数を調整前対象株式数に適切に反映したうえで、調整後対象株式数を算出するものとする。

- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - 1) 各本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、行使価額（下記2)により定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。
 - 2) 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株当たりの額（以下、「行使価額」という。）は、1円とする。
- (3) 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の払込取扱銀行および払込取扱場所
本新株予約権発行決議において、当社取締役会が定める。
- (4) 本新株予約権の行使期間
下記(d)の本新株予約権無償割当ての効力発生日から3週間を経過した日から6ヶ月を経過した日までとする。ただし、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とする。
- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合、株式の発行価額の全額を資本金に組入れるものとし、資本金に組入れない額は0円とする。
- (6) 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
- (7) 本新株予約権の取得

- ① 当社は、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会の決定により、本新株予約権の無償割当ての効力発生日から本新株予約権の行使期間が満了する時までの間で当社取締役会が定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、下記(e)記載の(1)に定義する「非適格者」以外の者の有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式1株を交付することができる。当社が取得を実施した以降に、非適格者以外の第三者が譲渡等により非適格者が有していた本新株予約権を有するに至った場合等には、当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができる。
- (8) 合併・会社分割・株式交換・株式移転の場合の本新株予約権に係る義務の承継
- 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割または新設分割、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当該時点において取得もしくは行使または消却されていない本新株予約権に係る義務を、合併の場合には当該合併後存続する会社（以下、「吸収合併存続会社」という。）または当該合併により設立する会社（以下、「新設合併設立会社」という。）に、吸収分割の場合には当該吸収分割の分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する会社（以下、「吸収分割承継会社」という。）に、新設分割の場合には当該新設分割の設立会社（以下、「新設分割設立会社」という。）に、株式交換または株式移転の場合には当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社（以下、「株式交換完全親会社」または「株式移転設立完全親会社」といい、以上の6者を併せて「存続会社等」という。）に、以下の決定方針に基づき承継させることができる。ただし、それぞれの場合について、本新株予約権に係る義務の承継に関し、以下の決定方針に沿う記載のある合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の議案につき当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- 1) 承継された本新株予約権の目的たる株式の種類
存続会社等の普通株式
 - 2) 承継された本新株予約権の目的たる株式の数
合併、会社分割、株式交換または株式移転の比率等に応じて合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
 - 3) 承継された各本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額
合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率等に応じて合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り捨てる。
 - 4) 承継された本新株予約権の権利行使期間、その他の取得または権利行使の条件、発行決議の失効等
本要項に準じて、合併、会社分割、株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

5) 取締役会による譲渡承認について

本新株予約権の譲渡については、存続会社等の取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権証券の発行制限

本新株予約権証券は、これを発行しない。

(b) 本新株予約権の総数

本新株予約権の無償割当ての基準日（下記(d)により定義される。）最終の発行済株式数（ただし、同時点において当社の有する当社普通株式の数を除く。）を上限とする。

(c) 本新株予約権無償割当ての方法および割当先

本新株予約権の無償割当ての基準日（下記(d)により定義される。）における最終の株主名簿に記録された株主（下記(e)の定めにて新株予約権を行使できない者も含み、自己株式の保有者としての当社は除く。）に対して、その有する当社普通株式1株につき1個の割合で本新株予約権を割当てる。

(d) 本新株予約権無償割当ての基準日および効力発生日

(1) 基準日

当社取締役会が本プランの発動を決定した日以降の日で、当社取締役会が別途定める日とする。

(2) 効力発生日

基準日以降の日で、当社取締役会が別途定める日とする。

(e) 本新株予約権の行使の条件

(1) ①「特定大量保有者」、②「その共同保有者」、③「特定大量買付者」、④「その特別関係者」もしくは⑤「上記①ないし④記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者」、または⑥「上記①ないし⑤記載の者の関連者」（以下、①ないし⑥に該当する者を総称して「非適格者」という。）のいずれにも該当しない者のみが、本新株予約権を行使することができる。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

1) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）について、20%以上の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）を保有する者または20%以上保有することになると当社取締役会が認める者をいう。

2) 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。なお、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。

3) 「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。）の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等（同法第27条の2第1項に定義される。）の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）とその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20%以上となる者をいう。

- 4) 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- 5) ある者の「関連者」とは、実質的にその者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。
- (2) 上記(1)にかかわらず、下記①ないし④の各号に記載される者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとする。
- ① 当社、当社の子会社または当社の関連会社
- ② 当社を支配する意図なく特定大量保有者となった者であると当社取締役会が認めた者であって、かつ特定大量保有者になった後10日間（ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより特定大量保有者ではなくなった者
- ③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定大量保有者になった者であると当社取締役会が認めた者（ただし、その後自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
- ④ その者が当社の株券等を取得または保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、いつでもこれを認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）
- (3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために、1) 所定の手続の履行もしくは2) 所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、または3) その双方（以下、「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行または充足された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行または充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合（以下、「準拠法行使禁止事由」という。）には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。
- (4) 上記(3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、1) 自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家（accredited investor）であることを表明、保証し、かつ2) その保有する本新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引（ただし、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該本新株予約権を行使することができる。当社は、係る場合に限り、当該米国に所在する者が当該本新株

予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションDおよび米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行または充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記1)および2)を充足しても米国証券法上適法に本新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。

(5) 上記(1)ないし(4)の規定に従い本新株予約権を有する者が本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該本新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(f) 本新株予約権の行使方法等

(1) 本新株予約権の行使の方法および行使の請求場所

本新株予約権の行使は、当社所定の新株予約権行使請求書（当該本新株予約権者が非適格者に該当せず、非適格者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項および補償条項を含む。）に行使する本新株予約権の個数、対象株式数および住所等の必要事項を記載し、これに記名押印したうえ、必要に応じて別に定める本新株予約権行使に要する書類並びに会社法、金融商品取引法その他の法令およびその関連法規（日本証券業協会並びに本邦証券取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下、「添付書類」という。）を添えて払込取扱場所に提出し、かつ当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。なお、本新株予約権者は、その所有する各新株予約権を個別に行使できるものとし、係る個別行使の際に残余の本新株予約権がある場合には、当社は、当該本新株予約権者の個別行使の日付と残余の本新株予約権の個数を新株予約権原簿に記載または記録するものとする。

(2) 本新株予約権行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力発生時期は、上記(1)の規定に従い、行使に係る本新株予約権行使請求書及び添付書類が払込取扱場所に到着した時とする。本新株予約権の行使の効力は、係る本新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じるものとする。

(g) 新株予約権者に対する通知

(1) 新株予約権者に対する通知は、新株予約権原簿に記載された新株予約権者の住所宛に書面により行うものとし、かかる通知は通常到達すべかりし時に到達したものとみなす。

(2) 承諾については、新株予約権者に、その承諾を求める通知が到達したとみなされた日から14日以内に、新株予約権者により書面にて当社に対して別段の意思表示がなされない場合には、当社は新株予約権者がこれに承諾したものとみなすことができる。

(h) 金融商品取引法による届出

上記各項については、金融商品取引法による届出を必要とするときは、その

届出の効力発生を条件とする。

(i) 法令の改正等による修正

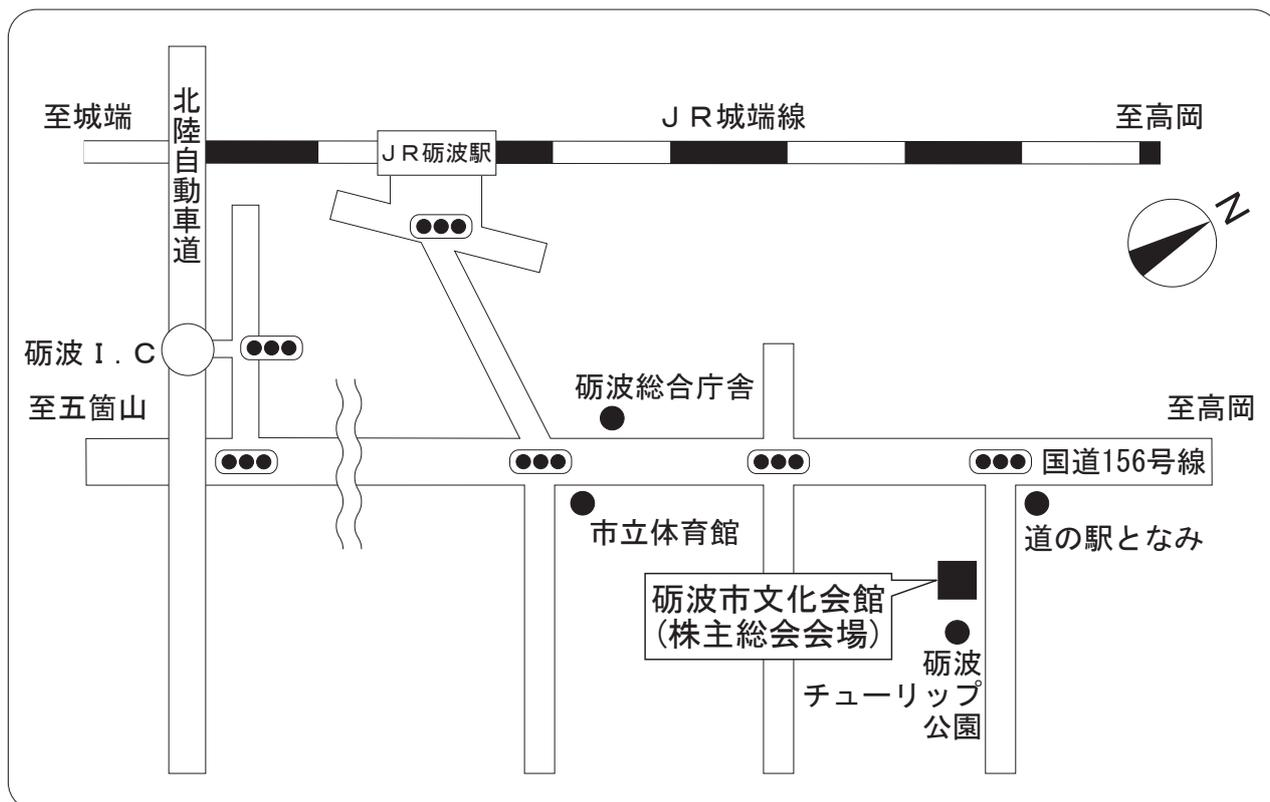
法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。

以 上

MEMO

株主総会会場ご案内略図

〒939-1382 富山県砺波市花園町1番32号
砺波市文化会館 多目的ホール
電話番号 (0763) 33-5515



- 北陸自動車道「砺波I.C」より車で約5分
- 富山空港より（北陸自動車道利用）約40分
- JR北陸本線「高岡駅」下車、車で約30分
- JR高岡駅でJR城端線に乗り換え
砺波駅より車で約5分、徒歩約15分